



平成30年度国保料が決定

加入者みんなで支え合う「国民健康保険制度」

国民健康保険（国保）は、加入者みんなで保険料を出し合い、病気やけが、出産などに必要な医療費などの給付を行う制度です。

問い合わせ 国保課保険料係（市庁舎1階、☎65・4139、65・4140）

国民健康保険料率が決定

平成30年度の国民健康保険料率と上限額が決定しました。（表1）
 保険料は、(1)医療保険分、(2)後期高齢者支援金分、(3)介護保険分（40歳以上65歳未満の人のみ）を合計したものです。

(1)～(3)それぞれが、①世帯単位で掛かる「平等割」、②加入者一人ずつに掛かる「均等割」、③加入者全員の前年所得※1で算定する「所得割」で構成されています。

表1 平成30年度の国民健康保険料率と上限額

	平成29年度	平成30年度	
(1) 医療保険分	①平等割	2万8170円	2万4350円
	②均等割	2万5950円	2万2670円
	③所得割	9.69%	7.58%
	上限額	54万円	58万円
(2) 後期高齢者支援金分	①平等割	8890円	8590円
	②均等割	8190円	8000円
	③所得割	2.94%	2.76%
	上限額	19万円	19万円
(3) 介護保険分 (40歳以上65歳未満の人のみ)	①平等割	7940円	7140円
	②均等割	9920円	9030円
	③所得割	2.46%	2.00%
	上限額	16万円	16万円

表2 低所得者の軽減割合(平成30年度以降)

軽減割合	国保加入者数 (旧国保被保険者含む)	国保加入者と世帯主の前年所得 (旧国保被保険者含む)
7割	何人でも	33万円以下
5割	1人	60万5000円以下
	2人	88万円以下
	3人	115万5000円以下
	1人増えるごとに27万5000円を加算した金額以下	
2割	1人	83万円以下
	2人	133万円以下
	3人	183万円以下
	1人増えるごとに50万円を加算した金額以下	

表3 特別徴収の対象となる世帯の条件

- ①世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- ②世帯主(納付義務者)が国保に加入している
- ③国民健康保険料を口座振替で納付していない
- ④世帯主が年額18万円以上の年金※2を受給している
- ⑤介護保険料と国民健康保険料の1期分の特別徴収額の合計が、1回分の年金受給額の2分の1を超えない

世帯主が今年度中に75歳になる世帯は特別徴収の対象外です。
 ※2 特別徴収の対象となる年金は政令で定められています。複数の年金を受給している場合は、受給額の大小ではなく政令の定める順位により対象となる年金を決定します。年金の種類で一番順位が高いのは、「老齢基礎年金」です。

表4 普通徴収から特別徴収へ変更となる時期の目安

世帯主が65歳になる時期	特別徴収へ変更となる時期の目安
平成30年 4月3日～平成30年10月2日	▶平成31年 4月
平成30年10月3日～平成30年12月2日	▶平成31年 6月
平成30年12月3日～平成31年 2月2日	▶平成31年 8月
平成31年 2月3日～平成31年 4月2日	▶平成31年10月

計算例 1 夫婦+子ども2人の4人世帯
 夫：41歳、給与所得199万円(給与収入310万円)
 妻：38歳、給与所得55万円(給与収入120万円)
 子ども2人：所得なし

●軽減判定(表2参照)…軽減非該当
 夫の給与所得199万円+妻の給与所得55万円=254万円
 4人世帯で軽減判定基準所得が254万円→軽減非該当

●所得割基礎額 188万円(1000円未満切捨て)
 夫：給与所得199万円-基礎控除33万円=166万円
 妻：給与所得55万円-基礎控除33万円=22万円

(1) 医療保険分 25万7500円(100円未満切捨て)
 ①平等割 2万4350円
 ②均等割 2万2670円×4人=9万680円
 ③所得割 所得割基礎額188万円×7.58%=14万2504円
 医療保険分年額 ①+②+③=25万7534円

(2) 後期高齢者支援金分 9万2400円(100円未満切捨て)
 ①平等割 8590円
 ②均等割 8000円×4人=3万2000円
 ③所得割 所得割基礎額188万円×2.76%=5万1888円
 後期高齢者支援金分年額 ①+②+③=9万2478円

(3) 介護保険分(夫のみ該当) 4万9300円(100円未満切捨て)
 ①平等割 7140円
 ②均等割 9030円×1人=9030円
 ③所得割 所得割基礎額166万円×2.00%=3万3200円
 介護保険分年額 ①+②+③=4万9370円

国保料年額 (1)+(2)+(3)=39万9200円

低所得世帯の保険料軽減

低所得世帯は、4月1日の世帯内の加入者数と前年中の所得により、保険料の平等割と均等割が軽減されます。

※1 前年所得 前年の収入から必要経費(所得税法で定められている公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含みません。

減されます。(表2)
 加入者数には国保(国保組合を除く)から後期高齢者医療制度に移行した「旧国保被保険者」を含みます。4月2日以降に加入した場合は、世帯主が加入した日の加入者数になります。

◆普通徴収
 口座振替や納付書により金融機関やコンビニで納める方法です。1年分を6月から翌年3月まで

の10回に分けて納めます。年度途中に加入した場合は、届け出の翌月からの納付開始となります。

◆特別徴収
 年金天引きで納める方法です。世帯内の国保加入者の年齢など、一定の条件すべてに当てはまる世帯のみが対象です。(表3)
 既に口座振替で納めている人は、特別徴収の対象外です。

◆特別徴収から普通徴収(口座振替)へ
 特別徴収で保険料を納めている世帯でも、申し出により口座振替に変更することができます。

◆普通徴収から特別徴収へ
 世帯主が65歳になり、一定の条件に当てはまる場合は、普通徴収から特別徴収に自動的に変更となります。(表3・4)
 国保の加入状況などで、開始時期が異なる場合があります。

◆納め方の変更
 希望者は、「被保険者証」「通帳」など口座番号が分かるもの、「その口座の届け出印」を持参し、国保課係に申し出てくださいます。特別徴収の中止には、2～4カ月程度かかります。

計算例 2 夫婦2人世帯
 夫：72歳、年金所得138万円(年金収入258万円)
 妻：70歳、年金所得0円(年金収入90万円)

●軽減判定(表2参照)…2割軽減該当
 夫の年金所得138万円-15万円※3+妻の年金所得0円=123万円
 2人世帯で軽減判定基準所得が123万円→2割軽減該当
 ※3 平成30年1月1日時点で65歳以上の年金所得者は、年金所得から15万円を引いた額で軽減判定基準所得を計算します。

●所得割基礎額 105万円(1000円未満切捨て)
 夫：年金所得138万円-基礎控除33万円=105万円
 妻：0円

(1) 医療保険分 13万5300円(100円未満切捨て)
 ①平等割 2万4350円
 ②均等割 2万2670円×2人=4万5340円
 ③所得割 所得割基礎額105万円×7.58%=7万9590円
 ④軽減額(2割軽減) (①+②)×0.2=1万3938円
 医療保険分年額 ①+②+③-④=13万5342円

(2) 後期高齢者支援金分 4万8600円(100円未満切捨て)
 ①平等割 8590円
 ②均等割 8000円×2人=1万6000円
 ③所得割 所得割基礎額105万円×2.76%=2万8980円
 ④軽減額(2割軽減) (①+②)×0.2=4918円
 後期高齢者支援金分年額 ①+②+③-④=4万8652円

国保料年額 (1)+(2)=18万3900円

希望者は、「被保険者証」「通帳」など口座番号が分かるもの、「その口座の届け出印」を持参し、国保課係に申し出てくださいます。特別徴収の中止には、2～4カ月程度かかります。

口座振替の手続きが簡単に
 国保課窓口で、金融機関のキャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力することで、簡単に口座振替の手続きを行うことができます。口座振替を利用してみませんか。

対象金融機関
 帯広信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、ゆうちょ銀行